

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ

②評価調査者研修修了番号

SK18142

1201A027

③施設名等

名称：	三ヶ山学園
施設長氏名：	糀谷 要
定員：	82 名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	貝塚市東山2丁目1番地1号
T E L：	072-447-0611
U R L：	http://mikeyamagakuen.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1979/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 三ヶ山学園
職員数 常勤職員：	42 名
職員数 非常勤職員：	48 名
有資格職員の名称（ア）	医師
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（イ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（ウ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（エ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	3 名
有資格職員の名称（オ）	保育士
上記有資格職員の人数：	19 名
有資格職員の名称（カ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1 名
施設設備の概要（ア）居室数：	個室 22、2人室 23、4人室 6
施設設備の概要（イ）設備等：	ホール、心理療法室、学習室、家族訓練室、防犯通報装置
施設設備の概要（ウ）：	小規模グループケア 3棟
施設設備の概要（エ）：	地域小規模児童施設 2棟

④理念・基本方針

[理念] わたくしたちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じた自立した日常生活を、地域社会において営むことができるように支援することを目的としています。 [基本方針] 「強く、やさしく、健康で」をモットーにして、日常の生活の中で基本的生活習慣を養成し、進学や就職を目指して、学力や教養を身につけることに努め、子どもたちも一人ひとりの個性を大切にしながら、子どもたちが互いに認め合い、ともに成長し、自立できるように支援していきます。

⑤施設の特徴的な取組

・当学園周辺は近年急速に宅地化が進み、子育て世代の多いニュータウンとして発展してきている。その地域の中で毎年夏に園主催の夕涼み会を開催し地域住民を招待し無料の出店や催し物を用意し、延べ1,000人もの参加がある一大イベントとなっている。学校行事、自治会行事に積極的に参加し、PTAや民生委員の見学を受け入れ、学園内の広いホールには地域の子も達が遊びにくるなど、地域の交流が盛んに行われている。 ・子どもが通う幼稚園、小中学校と定期的に情報交換を行い、職員がPTA活動に参加するなど連携を密にし、年1回はそれぞれの学校と合同研修を持ち、発達障害や対応の難しい子どもの支援の方法について情報共有をしている。 ・職員は積極的に外部研修を受講し専門委員会を立ち上げ、月1回の内部研修を実施し、近年増加している発達に障害を持った子ども、対応が難しい子どもに適切なケアを提供するための支援力の向上に努めている。 ・法人内に小児科、リハビリ科の診療所、児童発達支援センターが隣接しており、必要な心身の治療が身近で受けられる。 ・施設の小規模化を先行して推進し家庭的な環境のもとで子どもの支援が行われている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/6/17
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2021/2/19
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 28 年度

⑦総評

三ヶ山学園は昭和54年に初代理事長によって創設された。理事長自身10歳の時に両親と別れ大変な苦勞の末に事業が成功して、余生を恵まれない子どもたちのために尽くしたいとの一心から、私財を投じて学園を設立した。

施設の周りは近年開発され住宅も増えたが、近くにはまだまだ自然が多く残っている。各種行事を通して地域と交流し、地域の発展に貢献している。

本年1月「小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画を作成し、地域の社会的養育を支える専門的な拠点として発展しようとしている。

現時点では、本園の大舎フロアの他に小規模グループケア3ヶ所、分園型グループケア2ヶ所、地域小規模児童養護施設2ヶ所を運営している。

＜評価の特に高い点＞

- ・創設者の熱い思いは40年間引き継がれ、職員は愛情深く、子ども達の養育・支援に当たっている。
- ・施設の業務を細分化して33の委員会を設置し、職員はいずれかの委員会に参加して、全職員の協力のもとに施設を運営していく体制が作られている。
- ・子どものやる気を引き出し主体性を配慮した支援

些細なことでもよいことを「ほめる」支援を基本にしている。その結果、子どもはやる気を出し、職員との信頼関係が高まることにより職員にとって働きやすい環境になり離職も減るというよい循環ができている。

- ・支援の継続とアフターケアへの取り組み
- ・全員が高校へ進学しているがさらに上の学校に進学する子どもに、法改正された特別措置を活用し22歳まで支援を継続している実例があり年少の子どもたちの励みになっている。退所後のアフターケアにも担当職員を置き窓口を明確にして支援を継続する仕組みができている。

＜改善が求められる点＞

- ・現施設長は、長年教育に携わり、当施設でも自ら子ども達の養育・支援に当たり、福祉と教育の相乗効果が期待される。一方、養育・支援の質の向上について評価・分析が不十分であるなど、前回第三者評価から後退している項目が見られる。職員と協力して、これまで施設が築き上げてきた制度や仕組みを活用していくことが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

学園においては、府社会福祉協議会の定める倫理綱領や学園の設立の理念、基本方針に謳われている目標・目的、「すべての子どもの心豊かで健やかな発達を保証し、自立への支援を行う」を達成するために日々の活動を行っています。ついては、取り組みや支援の硬直化を防ぐとともに独善的なものにならないように、まずは自らが日々の振り返りは勿論のこと各種の委員会やフロア会議、職員会議等さまざまな場を通じて自己点検を行い改善に努めています。

今回の第三者評価についても、異なった視点からの学園のより良い運営に資する観察・アドバイスと真摯に受け止め、子どもたちのさらなる支援に繋がるよう活用します。

自己評価結果表【タイプA】（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】 ・理念は、定款の目的欄に記載され、パンフレット、ホームページにも掲載されている。 ・理念は、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。入職時に理念・基本方針を説明し、周知が図られている。 ・基本方針は、理念と整合性がとれ、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ・職員へは理念や基本方針の周知状況を確認し、入職時の説明と共に、現職員へも継続的な取り組みを行うことを望む。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 ・施設長は、大阪府の児童施設部会に出席し、社会福祉事業全体の動向について具体的に把握・分析し、又、堺・泉州地区児童福祉施設の会議「和泉会」で地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握・分析している。 ・施設長は、大阪府の児童施設部会に出席し、社会福祉事業全体の動向について具体的に把握・分析している。 ・施設長は堺・泉州地区児童福祉施設の会議「和泉会」で地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握・分析しており、地域の経営環境や課題を把握・分析している。 ・事業報告・事業計画でコスト分析や利用率の分析を行っている。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】 ・子どもの支援向上委員会や職員育成委員会など33の委員会を設置し、全職員はいずれかの委員会に所属して具体的な課題や問題点を把握・分析し、解決・改善に向けて具体的な取り組みを進めている。 ・各委員会の内容は議事録を作成し、職員に周知している。 ・経営状況や改善すべき課題については、施設長と統括主任が法人の理事・統括施設長と協議し共有して、解決・改善に向けて具体的に取り組んでいる。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】 ・平成26年に策定された中・長期計画に加え、本年1月に「小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画を策定した。 ・計画の目的の項でビジョンを明確にしている。 ・計画は、現状から出発し、2020年度～2029年度の10年後の数値目標や具体的な成果を設定して具体的な内容となっている。 ・今年度が初年度であり、これから毎年度実施状況を評価し、必要に応じて見直しを行っていく計画がある。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】 ・中・長期計画の内容が反映された、支援目標や療育・支援の指導計画、学校行事、和泉会行事なども月ごとの事業計画を策定している。 ・単年度の事業計画は「利用者支援内容等について」「施設の事業整備及び設備整備等について」「地域貢献事業等について」の項目ごとに数値目標や具体的な成果等を設定し、評価・見直しを行っている。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】 ・事業計画は、職員が参加した行事確認委員会など、33委員会での意見を集約して、施設長・統括主任・主任・リーダーが話し合って策定している。 ・各委員会は定期的に開催され、話し合われた内容は議事録を作成して職員に周知している。 ・評価の結果は事業報告書にまとめられて、事業計画の見直しを行っている。 ・事業計画をグループ会議、職員会議を通し、全職員へ説明と理解を促すことを望む。	
② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】 ・季刊誌「みけやま通信」に半期ごとの活動報告と行事予定を掲載し、子どもや保護者などに配布して周知を図り理解を促している。 ・事業計画は、子ども会や保護者会で説明されていないので、年度初めの「みけやま通信」などを利用して事業計画の概要を掲載し、子ども会や保護者会での説明を望む。	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 ・子どもの支援向上委員会を設置し、毎月開催している。指導計画に基づいた養育・支援の計画的な実施、結果の分析、結果の見直しを行い、PDCAサイクルに基づいた取り組みが実施されている。 ・自立支援計画票は半年に一度見直している。 ・自己評価・第三者評価委員会を設置して、毎年自己評価を行い、3年に1回第三者評価を受審している。	
② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】 ・第三者評価は、今回で三回目であるが、過去に実施した自己評価や第三者評価を「自己評価・第三者評価委員会」で分析、検討している。委員会の検討結果の記録をファイル化している。 ・委員会での検討内容を議事録で全職員に周知している。次回に向けた計画的な改善を図っており、自己評価で気づいた課題と第三者評価で指摘された課題を改善するための仕組みが築かれている。	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】 ・施設長は、広報誌「みけやま通信」の一面に「施設の状況と子どもたちの支援方針」について記載し、表明している。 ・施設長の役割と責任は、管理規定の職務分掌等で文書化され、明示されている。 ・施設長は、毎年の「職員組織・担当表」や「役割分担表」で施設の統括責任者としての役割を明確化している。 ・施設の経営・管理に関する方針と取り組みを職員へ周知し広報誌に理解を求める分かり易い表現が望まれる。 ・取組は全職員（正規・非正規）への周知を前提とすることを望む。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】 ・施設長は、大阪府の施設長部会などなどの研修会に参加して、法令順守の観点での経営について学んでいる。また遵守すべき法令を理解し、取引業者や行政関係者等と適正な関係を保持している。 ・福祉分野に限らず個人情報保護などの関係する様々な遵守すべき法令の一覧表を作成し、全職員の周知についていつでも閲覧できるような具体的な取り組みを望む。	

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】		
・施設内に「子どもの支援向上委員会」を設置し、職員の意見を反映している。 ・施設長は長年にわたり子どもの教育に携わっており、本施設でも自ら子どもの養育・支援に当たっている。 ・単年度の事業計画の「利用者支援内容等について」の項に養育・支援の具体的な取り組みを明示しているが、年度末に作成する事業報告書においては、養育・支援の質の向上に関する評価・分析が不十分であり、養育・支援の質の向上について評価・分析を詳細に行うことを望む。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】		
・施設内に職員育成委員会、福利厚生委員会を設置し、人員配置、職員の働きやすい環境整備などに具体的に取り組んでいる。委員会の検討内容は議事録を作成し、施設内での意識の共有化に取組んでいる。 ・単年度の事業計画の「施設の事業整備及び設備整備等について」の項に経営の改善や業務の実効性の向上に向けた具体的な取り組みを明示しているが、年度末に作成する事業報告書においては、評価・分析が不十分である。 ・経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財政等を踏まえて評価・分析を詳細に行うことを望む。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】		
・本年1月に策定された「小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画の中に児童定員と職員配置計画、人材育成方針、人材確保方策を具体的に明文化している。 ・研修計画を策定し、新規職員の確保、職員の定着のためにスーパーバイズ体制を確立している。 ・大阪社会福祉協議会や和泉会の就職フェアを活用して福祉人材確保を実施している。 ・実習生を受け入れ、実習生の福祉の視野を広めて採用に繋いでいる。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】		
・施設内文書「職員としての心構え」に「期待する職員像等」を詳細に明示して、職員に周知している。 ・就業規則に、採用、配置、移動、昇進、昇給等に関する人事基準を定め、給与規定に「給与は職員の遂行した職務の質と量及び責任の度合等に応じて支払う」ことを明文化し、職員などに周知している。 ・人事考課「賞与支給時の加算並びに昇給時における評価資料」に基づき職員を評価している。 ・処遇水準について職員の意向を把握し、改善策を検討、実施することを望む。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】		
・職員育成委員会を設置し、労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ・職員の就業状況については有給休暇の取得時間外労働のデータを把握し、有給休暇の取得の推進時間外労働の削減に取り組んでいる。 ・小規模施設で職員が孤立することのないよう施設長や主任が巡回し、面談している。 ・年度末には個人面談を行い、職員とのコミュニケーションを大切にしている。 ・長期計画・単年度計画の着実な実行を期待する。		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		b
【コメント】		
・施設内文書「職員としての心構え」に「期待する職員像等」を詳細に明示して職員に周知し、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みとして、目標管理制度を構築している。 ・全職員に目標管理シートを配布し、個人のスキルアップへの取り組みなど6項目以上の目標を設定するよう指導している。 ・目標管理制度の運営体制も確立している。 ・今年度は、コロナ対策もあり、年度初めに目標が立てられておらず、制度の運用が止まっている。活用することを望む。		
② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		a
【コメント】		
・職員の行動指針の中に「目指す養育支援の達成に向け、スキルアップのために施設外研修に積極的に参加します」という基本方針を明示している。 ・年間の研修計画は、基礎コースから児童施設長研修会まで階層別に、また、サービスマナー研修や心理士研修などテーマ別に策定されている。 ・定期的に研修委員会を開催し、研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。		
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。		a
【コメント】		
・職員育成委員会が職員一人ひとりの知識や技術水準、専門資格の取得状況を把握している。 ・新任教育委員会を設置し、新任職員に対する園内研修と主任やリーダーによるOJTを適切に行っている。 ・職員には外部研修や園内研修の受講を勧奨し、参加できるよう配慮している。 ・研修参加者はレポートを提出し、個人ごとの受講履歴を把握している。 ・月2回施設長、主任とリーダーによるリーダー会議を実施し、スーパーバイズ体制を確立している。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
【コメント】		
・実習とりまとめ委員会を毎月開催し、年間を通して実習生を積極的に受け入れている。昨年度は19校で85名、受け入れ期間は1回10日間泊まり込みとなっている。実習生に施設職員の良さを体感してもらい採用につないでる。 ・マニュアルを策定し、連絡窓口やオリエンテーションの実施方法を記載し、指導者に対する研修も実施している。 ・保育士を対象としたプログラムを用意し、学校側とも何回も打ち合わせを行い、連携を図っている。 ・社会福祉士実習についてのプログラムも作成している。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】 ・学園のホームページには、法人概要、法人の基本理念、施設紹介を掲載し、苦情解決、第三者評価の結果や、財政状況、現況報告書を情報公開している。 ・学園の周辺地域では近年急速な宅地化が進み、住民との交流が盛んになっている。施設の行事に地域住民を招待し、学校行事や自治会行事に参加する、PTAや民生委員の見学を受け入れるなど、施設の存在意義や役割を明確にするよう努めている。 ・地域にむけては、広報誌「みけやま通信」を発刊し、配布している。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【コメント】 ・法人における経理、取引などに関するルールは経理規定に詳細に規定している。契約は競争契約を基本に、競争契約が適当でないと認められる場合のみ随意契約とし、その基準も定められている。 ・定期的に役員会議を開催し、必要に応じて内部監査を行い、外部から税理士によるチェックと助言を受けて、経営改善を実施している。 ・法人の事務、経理、取引のルール等は職員に周知されていない。職員会議などで適切に周知することを望む。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】 ・地域との関わり方についての基本的な考え方は、職員の行動指針に「地域と積極的な連携」を文書化し、地域活動推進委員会を設置して、地域との連携に取り組んでいる。 ・職員は、子どもが地域の行事や活動に参加することを支援している。 ・職員は、学校のPTAに参加し、地域住民の見学を受け入れて、地域の人々との日常的なコミュニケーションを心がけている。 ・施設のイベントに参加を呼びかけ、学校の友人等が施設に遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】 ・子どもの支援の手助けや、職員の補助を行うボランティアを受け入れている。 ・受け入れに当たっての手順に基づき、登録、配置を行っている。 ・社会福祉に関する知識や専門性を深めるために、小学校の見学など、体験教室や職場見学を実施している。 ・ボランティアの受け入れや学校教育への協力に関して、施設としての基本姿勢を明文化し、体制を確立して取り組むことを望む。	

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】		
・公共機関や学校等、関係機関連絡先を一覧表にし、機関ごとのファイルを整備、職員会議で説明して、職員間の共有化を図っている。 ・児童相談所や幼稚園・小学校・中学校・高校とは定期的に連絡会を開催し、子ども家庭センターとは、随時協議を行い、必要に応じてカンファレンスを実施している。 ・養育・支援に関する共通の問題に対しネットワーク化を積極的に図り、社会貢献事業（大阪しあわせネットワーク）の事業に参画した。 ・アフターケアに関する委員会で、家庭訪問や就職状況等で個別の会社への訪問等をきめ細かく行っている。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】		
・地域活動推進委員会が、地域の福祉ニーズなどの把握を行っている。 ・地域住民から子育ての相談を受けた時や地域の子育て相談会に参加して、専門性や特性を活かして地域との関係づくりを行っている。 ・施設恒例の「夕涼み会」開催が地域の大きな楽しみになっており、千名余りが参加して、地域の人々とのコミュニケーションが図られるなど、施設のスペースを活用して地域の理解を得ている。		
	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】		
・民生委員・児童委員と定期的な連絡会を開催し、地域の福祉ニーズを把握している。事業計画書に、把握した地域の福祉ニーズに基づいた事業・活動を明示している。 ・ひとり親家庭を園内バーベキューやゲームなどの催しに招待し、地区の夏祭りに協賛してジュースコーナーを出店するなど 社会福祉事業にとどまらない地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 ・近隣5市町と子育て支援短期事業を契約し、公益的な事業活動を行っている。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 ・理念・基本方針には、子どもを尊重した養育・支援の実施を明示し、職員には入職時に説明して理解し実践するための取組を行っている。子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」を策定し、職員会議で周知している。 ・こどもの支援向上委員主催の園内研修を毎月開催し、子どもの尊重や基本的人権への配慮について理解し実践するための取組を行っている。 ・意見箱が設置され子どもたちに周知されているが、投書はない。施設は、子どもたちが子ども会議で発言した意見を通して、状況の把握・評価を行い、必要な対応を図っている。	
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【コメント】 ・マニュアルを整備し、職員はプライバシー保護に関する園内研修や外部研修を受けている。 ・居室の個室化を図り、職員は、子どもの居室への入室に同意を得るなど、各個人を尊重し、私生活の自由を大切にした支援を行っている。入浴・排泄等、日常の生活場面における設備面での年齢に応じた配慮や工夫をしている。 ・子どもや保護者には、説明資料「生活のしおり」で通信・面会等、プライバシー保護に関する取組を周知している。 ・月1回の子ども会議で、権利ノートを朗読して子ども自身が自覚できるようにしている。	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 ・子どもや保護者等に対して、理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特徴を紹介したパンフレットを作成している。 ・パンフレットは、写真・図・絵を使用して分かり易い内容になっている。 ・施設に入所予定の子どもや保護者等には、説明資料「生活のしおり」で個別に丁寧な説明を行っている。 ・入所時の見学希望に対応し、必要に応じて保護者に来園してもらって積極的に情報提供を行っている。 ・子どもの変化する状況に応じて、その都度、保護者へ情報提供している。	
② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】 ・養育・支援の開始・過程において、パンフレットや園独自の説明資料「生活のしおり」を使い分かり易く説明している。 ・「措置入所同意書や予防接種同意書」など保護者の同意を得たうえで、その内容を書面で残している。 ・パンフレットでは、子どもたちの日課や学園の主な行事等を分かり易く理解できるよう工夫をしている。 ・同意に当たっては、出来るだけ子どもや保護者の自己決定を尊重している。 ・同意に至るまでの過程の記録を残している。 ・意思決定が困難な子どもや保護者には、児童相談所と連携して、適正な運用が図られている。	

	③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】		
・措置変更、地域・家庭への移行等に当たっては、保護者に対し現状の生活状況等の引継ぎや退所後の相談方法等を説明して、継続性が損なわれないように支援している。 ・アフターケア委員会を整備し、様々なケースに応じてアフターケア担当者が就職先の会社訪問や、本人との面談を通して調整している。また、関係する児童相談所とのネットワークと連携して対応している。 ・さらに施設を退所したときに説明する、養育・支援についての引継ぎ内を記載する文書の策定を望む。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】		
・ユニット毎もしくは年齢ごとに月1回子ども会議を開催し、子どもが要望等意見表明できる場を設けている。 ・子ども会議には職員が参加し、子どもの意見を聞いて満足度を把握している。 ・定期的に子どもの個別面談を行い、個々の子どもの意見を聞いて満足度を把握している。 ・把握した子どもの意見をホーム会議・職員会議で話し合い分析し検討している。 ・なんでも相談箱を設置して、子どもが自由に意見や要望を言える環境を作っている。 ・把握した子どもの意見や要望を子ども会議にフィードバックして話し合い改善を図っている。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【コメント】		
・苦情解決の体制（苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員）を整備している。 ・苦情対応のポスター等を施設内に掲示していて、苦情記入書類を子ども・保護者に配布している。 ・苦情処理簿を整備し、対応した記録は適正に保管して子ども・保護者に速やかにフィードバックし、苦情を申し出た子どもや保護者に配慮した上で公表している。 ・ホームページに苦情解決の内容を情報公開している。 ・苦情に関する検討内容や対応策、解決結果などについては、ホーム会議、職員会議で共有し、質の向上につなげている。		

	② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】		
・「生活のしおり」に「決して一人で悩まずに学園の職員やお家の人、子ども家庭センターの人に相談して」と記載し、子どもや保護者に説明している。 ・施設内にポスターを掲示し、「なんでも意見箱」の横に記入用紙を置いている。 ・心理療法室や面談室を設けて、子どもが相談しやすい意見を述べやすいスペースを確保している。 ・心理士や職員は、子どもの態度や表情からこどもの意見を読み取り対応している。		
	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
【コメント】		
・職員は、日々の活動から子どもとの信頼関係を築き、相談や意見を聞いて把握し、子ども会議で話し合い対応している。 ・必要に応じて個別面談を行い、時間がかかる場合は経過や状況を速やかに説明するよう配慮している。 ・苦情対応マニュアルを整備し、子どもから相談や意見を受けた面談の手順に基づいて、毎月開催している子ども会議委員会などで検討し、検討内容は議事録を作成して職員に周知している。 ・対応マニュアルなどの見直しを行っている。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】		
・リスクマネジメント体制として、ヒヤリハット・事故報告書委員会、安全委員会、衛生委員会を設置し各責任者を指名し、毎月委員会を開催している。 ・事故発生時の対応と安全確保についてマニュアルを整備し、職員に周知している。 ・ヒヤリハット・事故報告書委員会は、ヒヤリハットや事故報告を収集し、事故予防や再発防止策を検討している。 ・研修計画に、職員に対して安全確保・事故防止に関する研修を入れることを望む。		
	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】		
・感染症対策として、安全・衛生・住環境委員会を設置し、責任者を指名して管理体制を整備している。 ・感染症及び食中毒対策マニュアルを作成し、園内研修を行って職員に周知している。 ・敷地内に診療所があり、医療の専門職から予防接種や検診など適切な対応を行っている。 ・感染症の予防策として、日常の手洗い・うがいなどの指導が講じられ、感染症が発生した場合には、対応マニュアルに定められた手順で対応する事となっている。		
	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
【コメント】		
・緊急事態発生時・防災マニュアルを策定し、災害時の対応体制が決められている。 ・防災訓練委員会を設置し、消防署の指導を受けて、毎月避難訓練を実施している。 ・自営消防隊を組織している。組織図のフローチャートには各フロアの避難誘導班、消化班、安全班、救護班や連絡先を明確化し、子どもや職員の安否確認の手順も定めている。 ・建物は耐震構造であり落下物にも配慮している。食料や備品の備蓄も整備している。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【コメント】 ・養育、支援について標準的な実施方法が書かれた文書として「日課業務手順」が用いられている。 ・新人教育期間に研修し日常的にはOJTで指導されている。 ・標準的な実施方法を実施する上で、施設が小規模、分散化し、顔を合わせる機会が少ない勤務体系の中、同じ内容・同じ水準のサービスが実施されることは重要なことである。日々の実施状況の確認と、共有化するための検討会の実施を望む。 ・子どもの権利擁護、プライバシーに関する姿勢は他の文書には明示されているが、日常業務手順に記載する様に見直しを望む。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
【コメント】 ・自立支援計画の見直しは定期的に行われている。 ・「日課業務手順」は策定以来見直しされていないので、職員や子どもの意見を反映して手順書の定期的な検証、見直しの場を設けることを望む。	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】 ・アセスメントは初回は家庭センターの資料を基に、施設生活を始めてからは子どもの担当職員が行っている。フロアリーダー、主任のチェックを経て自立支援計画を策定している。アセスメント結果に問題点があるケースでは心理士や栄養士などを含めた多職種の専門職と協議することもあり、最終責任者は施設長となっている。 ・新任職員はアセスメントと計画の作成を担当するにあたり、研修を受けている。 ・子どもの意見と同意は日ごろの話合いの中で確認し「子どもの意見」または「子どもの気持ち」欄を設け把握している。 ・支援困難ケースは直接処遇職員のほかに心理士も含めたその他専門職とカンファレンスを繰り返し行い、子ども家庭センターと連携して解決に取り組んでいる	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 ・見直しは年度末総括ですべての子どもの支援計画書の評価を行い、次年度への課題を明らかにし新年度の計画を策定している。期の途中10月にも見直しをし必要があれば変更している。個々のケースに、年1回子ども家庭センターと見直しする機会がある。 ・作成された計画書はデータ化され、全職員が共有できるシステムとなっている。 ・計画書に沿った支援が実施されているかどうかはケース会議で確認している。	
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	
① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】 ・子どもの支援に関する記録は種々あり、支援の実施状況が確実に記録されている。新人教育とOJTで書き方の指導を受けている。 ・毎日の会議（申し送り）は当日出勤している全職員が集まり情報を共有している。参加できなかった職員もデータで知ることができ確認したかどうかは確認欄で管理されている。 ・委員会活動が活発で定期的な会議が開催され情報交換がされている。 ・知りたい情報、知るべき情報はパソコン内に蓄積され、職員が必要に応じて活用している。	

②

45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【コメント】

- ・個人情報保護規定はホームページに記載されている。職員には入職時に説明と同意を取っている。保護者の同意書は面会が無い保護者もあり徹底されていない。子どもには特に説明の場を持っていないが、このたびのアンケート（第三者評価の）で「ここでの暮らしはあなたのプライバシーは守られていますか？」の質問に70%超が「はい」と答えている。
- ・個人情報保護規定は平成25年作成以後、見直し・改訂はされていない。パソコン管理が中心である現在、パスワードや媒体の取り扱いも含めた管理体制の見直しを検討する事を望む。

内容評価基準（25項目）□

A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
【コメント】 ・子どもたちは、毎月の子ども会議、意見箱など意見表明の場が用意されているが、日常的にも小規模ケアで職員と距離が近く言いたいことが言いやすい環境にあり、意見はよく表出されている。 ・マニュアル類はあるがあまり周知されてるとは言えない。一応の取り組みはあるが不十分である。 ・生きる権利、育つ権利など基本的な権利が侵害されて入所している子どもを養育支援する立場として非常に重要な課題であるから、より積極的な姿勢で全職員の意識が高まることを期待する。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
【コメント】 ・毎月の子ども会議で権利ノートを使って説明し話をしている。 ・子どもには日々の子ども間のトラブルの中で相手の立場になって考えることを教え、他者に対してやさしい気持ちを表したときは特にほめるような支援を心がけている。 ・ユニットは縦割りの年齢構成であり、生活の場面や園内クラブ活動などで弱い子に思いやりの気持ちは育っていくと期待できる。 ・職員は新人教育として権利ノート研修は受講するがそれ以外の学習機会はない。年間研修予定に組み入れることを望む。	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】 ・ライフストーリーワークは主に子ども家庭センターが主体となりカンファレンスに参加して行われるが、子どもの発達や状況に応じて施設側から実施を希望する場合もある。 ・カンファレンスの過程は全職員が共有しているので、事実を伝えた後の子どもに適切なフォローがなされている。 ・アルバムは担当が作制し「子ども支援向上委員会」が定期的にチェックしている。高年齢児は自分で作る場合もある。 ・アルバムは子どもが自室に持っており、いつでも見たいときに見られる。	

(4) 被措置児童等虐待の防止等		
	① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】		
・就業規則および管理規定に体罰（暴力）の禁止と対応（即解雇）が明記されている。 ・子どもには権利ノート学習の時に説明し、掲示板にポスターが貼ってある。アンケートでは「困った時に施設の外の大人に相談できることを知っているか」という問いに半数上の子どもが「はい」と答えている。 ・第三者委員会の組織はあるがこの事例で開かれたことはない。 ・ガイドラインやマニュアルとして「被措置児童虐待等防止規定」があるが有効活用をし、規定自体の見直しと運用の活性化を望む。		
(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
	① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
・月1回子ども会議となんでも相談箱が子どもの意見表明の場であるが、小規模ケアの利点として、職員と子どもたちは日常的に提案や話し合いを持ち自分たちの暮らしがよりよくなるように取り組んでいる。 ・子どもの年齢によって校区外に出かけること、学校の友達の家に遊びに行くこと、友達が遊びに来ることほか、趣味や余暇時間の使い方について子どもの自由度が高い。 ・職員は子どもの良い点をほめることによって、意欲や主体性の向上を高める支援を心がけている。		
(6) 支援の継続性とアフターケア		
	① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】		
・入所時は入所時のマニュアルに沿って、できるだけ情報を集めて好きなものや性格などを知りそれに合った準備を整え同室になる子どもとともに歓迎の気持ちが伝わるように努めている。 ・入所間もない時期は入浴、食事なども少しずつ集団生活になじめるように配慮している。 ・同性の兄弟姉妹は同じユニットに住めるようにし、異性の場合は交流できる場や時間を配慮している。 ・措置変更にあたっては子ども家庭センターや地域資源と連携して退所後の子どもの生活が安定するよう努めている。		
	② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
・特に中3、高3になる時期には子どもの意向を把握し、希望が実現されるようなプランを支援計画にあげて課題に取り組んでいる。 ・アフターケア専門の職員がおり退所後1月後6か月後には電話で状況確認や相談にのっている。退所後のトラブルにも施設外の関係機関と連携し解決に向けて積極的に取り組んでいる。 ・毎年行われている夕涼み会には往復はがきで参加案内を送り多くの卒園生が集まる。 ・退所者名簿はファイル化して管理されている。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】 ・職員はスキルアップのための外部研修を経験年数に合わせて計画的に受講し、内部ではケース会議やOJTで学んでスキルアップに努めている。 ・心理的課題のある子は学園内で専門職によるカウンセリングを受けている。 ・職員はすべての子どもの生育歴や心理的課題を把握した上で支持的態度で支援している。 ・この評価の子どもアンケートによれば、子どもと職員との間に信頼関係が築かれていることが確認できた。	
② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】 ・小規模ケアなので子どもと大人の距離が近く個々に応じた柔軟な対応ができる。子どもの意見も出やすい環境があり一つ一つ話し合って対応している。経験の浅い職員もベテラン職員と相談しながら一定の裁量権をもって対応している。 ・特に個別に触れ合う時間はルール化していないが、1対1で外出する機会（買い物、通院など）のほか、小規模では日常的に個別にふれあう時間がある。 ・幼児は畳敷きの部屋で布団を敷き、職員と一緒に寝ている。夜間も安全のために正職員を配置している。	
③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
【コメント】 ・小規模ケアではふつうの家庭と同じように自室やふろの掃除、調理の手伝い、弁当を詰めるなど子ども自身がやることが多くあり、職員は指導的にならないよう気をつけ、一緒に行いながら見守っている。 ・全職員が子どもの状態を把握しているので、状況に応じた賞賛、励まし、指示などの声掛けを適切に行っている。とくに褒めることを多くすることを心がけ、言葉だけでなく、表彰状などを準備し積極的に行動する雰囲気成熟している。 ・職員配置は通常勤務と断続勤務を組み合わせ、忙しい期間帯に厚い配置をしており、緊急でもすぐ応援に入れる体制がある。	
④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
【コメント】 ・年齢に合わせた図書や玩具、遊具が十分にそろえられている。子どもの希望で購入したものも多い。 ・地域の子供会には加入していないが情報は入所できており、希望すれば地域の行事に参加することができる。 ・公文式の算数と国語の学習を取り入れている。励み表や、賞状、学期ごとの公文パーティ（お楽しみ会）などを工夫してモチベーションの維持向上に努めている。以前は算数だけだったが子どもの希望で国語も始めた。	

	⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
【コメント】		
・子どもは一日を日課にそって過ごし、日常生活の営みの中で基本的生活習慣が身につくように支援している。高学年は自分で考えて行動できるよう柔軟な対応をしている。高校生が独自で京都ツアーをしたときには、職員は企画書に目を通しアドバイスをし、実行し、帰ってから反省会をして次回につなげた。 ・Iパットは中学生から、携帯電話は高校生から持てるが、購入前に専門職員からネットやSNSの勉強会を受ける。その後もトラブルには専門職員が対応する体制がある。		
(2) 食生活		
	① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
【コメント】		
・大舎の食堂には年齢や正しい姿勢を保つためその子にあった工夫された椅子やテーブルがある。 ・小規模では現在栄養士の作成した献立と食材を持ちいキッチンで調理しているが、自分たちの好みに合わせてバリエーションを変えることもある。 ・女子の小規模施設では、休みの日など日常的に職員と一緒に調理することで自然に調理技術が身につく。男子もハンバーガーを作ったり、朝食のパンを選んだり、食の知識や技術が身につくように支援している。		
(3) 衣生活		
	① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
【コメント】		
・子どもたちには十分な量の清潔な衣類が用意されている。小学生以下は職員が洗濯し畳んだ衣類が、個人別のボックスに入れられてフロアにおいてあり、子どもが自分で部屋にあるタンスにしまう。 ・年2回自分で好きな衣類を買う機会があり、職員とまたは友達と自分好みの衣装を選ぶのは子どもの大きな楽しみである。 ・服以外の靴や傘なども子どもの希望を聞いて施設が購入し、汚れや痛みがないか常に気を付けて管理している。 ・中学生以上は自分で管理できるように支援している。		
(4) 住生活		
	① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
【コメント】		
・住環境にも恵まれなかった子どもに、清潔で安心な場所を与えることは施設の役割であるとの考えから住環境整備には力を入れている。 ・共有部分は業者委託で居室は職員が掃除しきれいに保たれている。休日は職員と一緒に自室の掃除をし、年2回はクリーンデイを設け子どもと一緒に大掃除し整理整頓や掃除の仕方を教えている。 ・居室は一人部屋が多いが、多床室でもパーテーションや家具の配置で個人の空間を設け個性的で十分な広さが確保されている。 ・施設は大舎34名、小規模7か所48名の現状でさらに小規模化を進めていく計画がある。		
(5) 健康と安全		
	① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
【コメント】		
・常勤看護師が健康管理をしている。敷地内の別の施設に医師、看護師、リハビリ専門家がいたので、必要な時は相談、指導を受けることができる環境がある。 ・子どもの健康状態はPCから情報収集でき、与薬、アレルギー対応マニュアルもあり、全職員が統一した対応ができるようにしている。コロナ対応マニュアルも作成し予防と発生時の準備ができている。 ・職員間で医療や健康に関して学習する機会は特にない。今後の検討を望む。		

(6) 性に関する教育		
	① A17 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
【コメント】		
・性教育委員会を中心に子どもの年齢、性別、発達に合わせた性教育を集団または個別で実施している。 ・職員は外部研修に参加し、内部では委員会活動の中で伝え方や対応を検討している ・意識の高い取り組みが行われていることは評価できるが、中学生以上の子どもが多くなり、今後も増えていく現状ではこの問題についてこれで十分ということは難しい。自立していく子どもに向けて 自分を守り、相手も尊重できる支援のあり方についての検討を続けられることを望む。		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
	① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
【コメント】		
・「学園生活はお互いに思いやりを持ちみんなが明るく楽しく生活することを大切にしています」と入園する子どもに渡す「生活のしおり」に書いてあり、養育の基本としている。 ・子どもの不適切な問題行動について、その行動の背景や原因について心理職も含めた職員全体で検討し、解決する仕組みがあり有効に機能している。 ・必要な時には別室対応や担当以外の職員が訴えを聞くなどの対応をしている。 ・処遇困難事例検討会は子ども家庭センターとの連携をしている。		
	② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	a
【コメント】		
・職員は日ごろから子どもとのかかわりの中で問題の危険予知に努め、必要な対応をとっている。また対応のスキルアップのための研修にも積極的に参加している。 ・小規模施設は本館と別に建っているが、徒歩1～2分なので、問題が起きた時にはすぐ応援に駆け付けることができ職員の安心になっている。また、経験の浅い職員とベテランと組み合わせるなどの配慮をしている。 ・施設内の子ども間の暴力やいじめなどには、施設全体で取り組みさらには子ども家庭センターと連携して取り組んでいる。		
(8) 心理的ケア		
	① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】		
・常勤の心理士を配置し、心理療法室を設けている。ケアが必要な子どもには継続したカウンセリングを行い支援計画に意見を出している。心理士が在室中はほかの子にも部屋を開放して入る。その遊びから把握した意見は職員に伝えられて日々の支援に取り入れられている。 ・職員会議や委員会活動に心理士は参加し専門的知見からアドバイスをしケース検討や支援計画票作成に関与している。 ・法人内の別組織の心理士が、スーパーバイザーがいる。必要な場合はスーパービジョンを受けることができる。		

(9) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】		
・低学年の子どもは帰園後すぐに宿題をする日課になっており、玄関近くにある学習室やリビング（小規模）で職員がそばについて宿題や連絡帳の確認をして忘れ物がないようにしている。高学年からは自室ですが、遊びの空間とは離れていて学習しやすい環境がある。 ・学校とは定期的に連絡会を持ち職員はPTAメンバーとしても協力し連携、協力関係を保っている。 ・希望する子は通塾し、学力の低い子は公文で振り返り学習し、必要な子は支援クラスに通っている。		
②	A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】		
・学校の進路懇親会には職員が出席し学力を把握、進路を選択するための情報を提供し子どもの意見を尊重した最善の自己決定ができるよう支援している。 ・現在すべての子どもが高校または、支援学校高等部に進学しており、大学生は今まで20歳以後は学園の努力で支援されていたが、近年法令改正により22歳まで支援が延長された制度を利用して大学生生活を学園で送っている例があり、子どものモデルとなっている。 ・高校で不登校になったり、退学した子どもでも即措置解除ではなく、相談にのって勤め先や次の行き先を一緒に探したり、できるだけの支援が続けられている事例がある。		
③	A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
【コメント】		
・アルバイトや職場体験は社会経験を積む場として奨励、高校生以上に予め働く時間や意義、賃金の使い道などを話し合ったうえで許可している。 ・いきなり、外でのアルバイトが不安な子どもには近くの（理解ある）工場で働かせてもらったり、学園内の厨房や法人内の老人ホームで働かせてもらう例もある。 ・卒業前の子どもは運転免許や介護ヘルパー、溶接、危険物取扱いなどの資格をとり就職に役立てている。漢字や英語の検定資格も支援している。		
(1 0) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】		
・家庭支援専門相談員が中心となって、子ども家庭センターと連携して家族と家族関係調整に取り組んでいる。その過程は職員全体が共有できているので、外出、一時帰宅の子どもの変化などにも適切な対応ができている。 ・担当を中心にフロアリーダーと連携して家族への連絡を密にとり、電話連絡や保護者の学校行事など早期の家庭復帰を目指し、可能なケースでは積極的な保護者との交流を促進することを中長期計画に挙げている。幼児には「親子遠足」のプログラムもある。 ・保護者の学校行事への参加を促すために月毎に子どもの様子と行事を知らせる案内を郵送している。		
(1 1) 親子関係の再構築支援		
①	A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
・家庭支援専門相談員を中心に家族再統合ガイドラインに沿った支援をしている。 ・必要に応じて子ども家庭センターと連携して親子関係再構築のためのプログラムを勧めたりカンファレンスを行っている。 ・親の支援が難しいケースでは里親支援専門相談員が中心となり、季節里親、週末里親を含めた養育里親を検討している。 ・それらの情報は施設全体で共有されている。		